

令和4年度 第2回 丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		令和5年1月27日（金） 柏原自治会館 4階 会議室	
出席者	委員	山本 晶子（武庫川女子大学共通教育部教授） 坂井 希千与（弁護士） 世羅 徹（公認会計士）	
	事務局	細見副市長 井上入札検査室長 谷口入札検査室副室長兼入札係長 西田検査係長 山崎主幹	
	説明者	総合政策課 塩見・青木、ふるさと定住促進課 足立、施設整備課 福井・土家、道路整備課 細見・早水、環境課 田口・北野、市島支所木下	
内容	1 報告 週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱ガイドライン適用について		建設業界の若手・女性等担い手の確保や環境改善が求められる中、より多くの建設現場がその重要性を認識し、働き方改革を推進することを目的として、ガイドラインを作成し、令和4年6月1日公告・通知分から週休2日制度を導入している。
	2 議事 (1) 令和4年度上半期入札・契約状況の報告 対象期間 令和4年4月1日 ～令和4年9月30日		(建設工事) 入札：102件 落札率：83.33% 契約金額合計：1,739,714千円 (業務委託) 入札：111件 落札率：72.28% 契約金額合計：451,245千円 (物品購入) 入札：35件 落札率：75.54% 契約金額合計：128,843千円 (随意契約) 件数：242件 契約金額合計：1,503,740千円 (指名停止)：10件
	(2) 抽出事案に係る入札及び契約（手続き等の審議） 対象期間 令和4年4月1日 ～令和4年9月30日		抽出件数：10件 (内訳) 一般競争入札：3件 指名競争入札：3件 随意契約：4件
	(問) 業務・物品の電子入札が100%ではないのはなぜか。		(答) 建設コンサル業務以外については、入札機会にもバラつきがあり、電子入札の登録が進んでいないため。
委員からの質問・意見		質問・意見	回答
それに対する回答等		別紙1（1～5ページ）	別紙1（1～5ページ）
委員会による意見の具申又は勧告（講評）		別紙2	

別紙1

質問・意見	回答
抽出事案に係る入札契約手続き等の審議 今回の事案抽出の考え方	別紙2の通り
(1) 制限付一般競争入札 水工工第8号 小多利浄水場解体工事 ① 一回目の入札と再入札の金額の格差が 大きく、当初の積算と工事の適正性の検 証を要するため。 ② アスベスト工法によって単価が違うの は、人件費の差か、処分費によるものな のか。	① 入札金額の差額が大きかった原因は、 アスベスト除去の採用単価の影響だと 考えられる。1回目の入札不落に伴い 最低入札額が開示されたことにより、 入札金額の差額が大きかったことが判 明したため、再入札時には単価が安い 工法を採用したのではないか。また、 公共建築工事積算基準に基づく営繕積 算システムにより積算しており、予定 価格は適正であると考えている。工事 についても検査は終了しており、施工 に問題はない。 ② 処分費は同じだが、作業時間が違う。 多くの法規制に基づいた工法があり、 安価な工法を採用されたのではないか。 また、アスベスト除去全体に占める 処分費の割合は1割程度である。
(2) 制限付一般競争入札 下施委第4-17号 下水道管渠テレビカメラ調査業務（水 上南処理区・川東処理区） ① 著しく低廉な落札価格であるが、業務は 適正に遂行されたのか検証を要するた め。 ② 落札者は、他の業務も落札しているが、 同様に落札率が低い。本来しなければい けない業務を省かれても、表面化し ていない可能性などはないか。	① 積算については、複数の見積りによる 平均単価と日本下水道管路管理業協会 の積算資料に基づいて積算しており、 適正な予定価格であると考えている。 また履行について、現場での作業は完 了し、支障なく業務を遂行している。 落札率が低くなった原因としては、応 札者の競争性が働いたこと、また落札 者については自社保有の資機材がある ことや事業所が履行場所に近いことな どが考えられる。 ② 落札者は、丹波市で実績があり、業務 の履行については問題なく完了してい る。今後の積算についても、適正な市 場価格となるよう検証を行う。

<p>(3) 隨意契約</p> <p>下施委第4-1号</p> <p>水上地域自家用電気工作物保安管理業務</p> <p>① 長期継続契約の理由となる説明を行い、随意契約としている事案が見受けられるが、随意契約の法的要件を満たしているか。</p> <p>② 業務契約はすべて随意契約か。4月1日に契約してすぐ履行してもらうのは無理ではないか。</p> <p>③ 予算執行とならない表現を用いるなど、随意契約以外の方法を模索している自治体もあるが、丹波市は長期継続契約を理由に随意契約が許されているように見受けられる。随意契約は例外であるので、入札に適しないという地方自治法施行令をもっと厳密に考えるべきではないか。</p>	<p>① 本業務は、年間を通じて実施する業務であり、4月1日をもって契約締結を行う必要がある。新年度の業務に係る入札を3月中に行うなど、予算執行の一連の行為は自治法上行うことができないので、年度開始前の準備行為として、入札に適しないとの理由により、随意契約にて執行している。次に長期継続契約については、市条例に定める「設備若しくは施設の保守点検及び管理業務」に該当するため、長期での契約を可としている。</p> <p>② 原則入札であるが、業務の性格上、年度開始前の準備が必要であり、入札により難いものは、自治法上の規定に位置付け、随意契約で執行している。業務内容により、緊急対応ができる体制を整えておく必要がある。</p> <p>③ 随意契約の執行方法について、全国的に統一したものがないため、他市等に確認しながら進めている。法規定に基づいた執行方法や、随契理由の適正性について模索していきたい。</p>
<p>(4) 隨意契約</p> <p>下施物第8号</p> <p>浄化センター用消火器購入</p> <p>① 適切な随契理由があるのか。</p> <p>② 方法によっては入札による執行も可能だったのではないか。</p> <p>③ 比較的安価な契約となっているので、契約自体に問題はないが、随意契約は法律で規定されているものなので、要件を満たす理由が必要である。</p>	<p>① 消火器の購入と処分をまとめた発注で、複数の価格で落札者を決める案件である。入札は自動落札方式となるが、本件はそれぞれの価格を比較する必要があるため、入札には適しないことを随契理由としている。消火器の製造年でリサイクルシールの有無が分かれしており、無いものには別途購入したシールを貼って交換する作業が必要となってくる。分けて購入すると市で行う作業量が膨大になるため、随意契約での一括発注としている。</p> <p>② 課税・非課税物件をまとめた入札を行うには、全てを税込価格とした契約と</p>

	<p>なる。消費税額を明記しない契約書は、税額控除等を考慮し、受注者のデメリットになると判断している。</p> <p>③ 庁内審査会で審議し、自治法上の規定に位置付け認めているが、随契理由において適切な説明となるよう整理し、複数価格における入札についても方法を検討していきたい。</p>
<p>(5) 制限付一般競争入札 丹ふ政第19号 情報系パソコン・プリンタ購入</p> <p>① 応札者全員が予定価格の 52%以下となっているが、予定価格が適正に設定されていたのか確認を要するため。</p> <p>② 機種を指定しているのか。</p>	<p>① 本体については、メーカーの直販サイトを参考に複数の機種価格の平均値を採用し、それ以外にかかる費用については、見積りを徴集し設計している。落札率が低かった理由については、通信機器等の供給状況が世界的に不安定であったため、設計と入札時点の見積額が大きく異なっており、また大量購入による特別な価格が適用されたことなどが考えられる。</p> <p>② 機種は指定しておらず、一定以上の性能を条件としていた。</p>
<p>(6) 指名競争入札 丹ふ定物第1～3号 デマンド（予約）型乗合タクシー車両購入その1 デマンド（予約）型乗合タクシー車両購入その2 デマンド（予約）型乗合タクシー車両購入その3</p> <p>① 同一日に同一車種を目的物とする売買契約について、指名業者を異にした3つの入札を行うことに合理性はあるのか。</p> <p>② 同じ車種であるが、予定価格に違いがあるのはなぜか。</p>	<p>① 『丹波市中小企業・小規模企業振興基本条例』に基づき、市内業者への受注機会の拡大を図るため、分割した発注を行っている。</p> <p>② 各車両に事業者名を表示するため、文字数の違いによるもの。</p>
<p>(7) 指名競争入札 丹施整工第4号 青垣総合運動公園温水プールろ過装置改修工事</p> <p>① 10者の指名がありながら、8者辞退1者失格であり、結果、有効な入札が1件となっているが、入札手続きが適正になさ</p>	<p>① 技術者等の人員確保の関係や本工事がろ過装置全体の更新ではなく、既設装置の一部改修であることから、応札者が少なかったと考える。</p> <p>② 取引メーカーとの関係性による影響も考えられる。</p>

<p>れたのか。</p> <p>② 一部の改修ということで、施工できる業者が少なかったのか。</p>	
<p>(8) 指名競争入札 道保委第9号 道路除草維持管理業務（青垣地域1）</p> <p>① 複数の入札者が最低制限価格での入札を行っており、他の道路除草維持管理業務についても同様の現象が見受けられるため。</p>	<p>① 同札になった理由については、兵庫県の積算基準に基づき積算を行っていることに加え、積算項目が3項目とシンプルであるため、精密な積算ができたと推察される。</p>
<p>(9) 隨意契約 丹環境業第4号 一般廃棄物収集運搬業務（氷上地域）</p> <p>① 法律上の随意契約理由があるのか。</p> <p>② 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の主旨を受けての激変緩和措置であると思われるが、終期が示されていない。どのような計画になっているか。</p> <p>③ 一般廃棄物収集運搬業務について、他の事業者は入っていないのか。</p>	<p>① 本業務は、青垣町を除く旧町で締結された「下水道の整備等に伴う合理化に関する協定書」に規定する「し尿処理に係る転廃業の代替え措置」として位置づけられており、特命随意契約により委託している。</p> <p>② 法に基づくものは、合理化事業計画を定めることになっているが、丹波市は定めていない。しかし、計画の有無に問わらず、合理化事業に類するものである。終期については、し尿等の収集・運搬業者が影響を受ける中で、自治体の責務として適正なし尿等の収集・運搬体制を維持していく必要があり、ごみ収集に限らず代替として市が一定の業務を提供し続けていく必要があるという認識であり、終期を設けていない。</p> <p>③ 青垣地域については直営、その他地域は4業者へ委託している。許可自体は14者に出しているが、市の収集運搬に従事しているのは協定書を締結している4業者のみ。</p>
<p>(10) 隨意契約 丹市支業第8号 市島支所日常清掃業務</p> <p>① 法律上の隨契理由があるのか。</p>	<p>① 本業務については、年間を通じて実施する業務であり、4月早々に契約締結を行う必要があるため、年度開始前の準備行為で、入札に適しないとの理由により、随意契約にて執行している。</p>

別紙2

委員会による意見の具申又は勧告（講評）

1. 今回の事案抽出の考え方

- (1) 1回目の入札と再入札の価格差が大きい案件。
- (2) 落札率が低い案件。
- (3) 複数の入札参加者が、同額での応札の案件。（くじ）
- (4) 同一の物品について、分割発注を行った案件。
- (5) 有効な応札札が1者のみの案件。
- (6) 特命随意契約の案件。
- (7) 随意契約の法律上の要件に該当しているのか確認が必要な案件。

2. 総括

抽出案件については、概ね適切に事務処理されていると判断できる。

また、今回欠席だった水道課・下水道課に確認し、委員の質問について事務局が代わりに回答した浄水場解体工事の積算基礎の説明や、下水道テレビカメラ調査業務に係る落札率の低さに関する懸念について、新たな情報があれば報告をお願いしたい。

3. 今回の指摘事項

委員から指摘のあった通年業務に係る随意契約及び長期継続契約、また複数物品契約の随意契約について、関係法令等を確認の上、公正な事務手続きとなるよう調査研究をするよう意見を付して、今後も適正な事務処理に努めていただきたい。